

第 54 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 2 年度第 1 回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 令和 2 年 9 月 24 日（木） 9 時 30 分～11 時 15 分 |
| 開催場所 | コラボしが 21 中会議室 2 |
| 出席状況 | <p>公益代表委員（定数 3 人） 石井利江子 木下康代 佐野洋史</p> <p>労働者代表委員（定数 3 人） 大江彰宏 豊田孝次 平塚雄二</p> <p>使用者代表委員（定数 3 人） 小西哲也 田中康秀 西田保夫</p> <p>事務局 3 人 綿貫賃金室長、辰巳室長補佐、唐牛賃金指導官</p> |
| 主要議題 | 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について |
| 議事要旨 | <p>労働者側からは、当該産業は、医療機器・通信機器・空調機器等の新しい生活を支える基幹産業で、特定最賃は、セーフティネットである地賃と異なり、当該産業の基幹的労働者が対象であることから、地賃より高い水準であるべきとの主張があった。また、電気産業は、労働者数で製造業の約 2 割、生産額・出荷額においても約 2 割を占め、大手から中小零細企業まですそ野の広い産業で、優秀な人材の確保のためにも最低賃金額の引き上げが必要で、同一産業圏である京都・大阪を加味した金額の審議をしていきたいとして、労働協約による企業内最低賃金額等を元に大幅な引き上げの提示があった。</p> <p>使用者側は、コロナ禍による影響が大きく先行きが不透明で、売上げが 2～3 割落ちており過去に経験のない危機的状況との主張があった。また、小規模事業場について、賃上げの影響が大きく本年は審議の必要性なしとしている局も多くあり、雇用維持のために各種助成金を受けて持ちこたえている状態であり、県内の経済状況は非常に厳しくリーマンショック時を超えているとの主張がなされた。しかし、引上げ額については、改正の必要性有りとしたこともあり 1 円の引上げの提示があった。</p> |